

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月28日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ファン ド(年2回決算型) (旧名称 : ピクテ次世代環境関連株投信) 平成27年4月28日付でファンドの名称を変更しております。
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金 額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について、主要投資対象の変更、ファンドの名称変更に伴い、関係情報を更新するとともに、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するものであります。また、「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」について、平成27年3月21日付で募集を終了したため、本訂正届出書により当該ファンドの情報を削除します。

【訂正箇所及び訂正事項】

(下線部_____は訂正箇所を示します。)

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】****<訂正前>**

ピクテ次世代環境関連株投信

ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド

(以下、これらを総称して「各ファンド」という場合あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「ピクテ次世代環境関連株投信」を「次世代環境」、「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」を「マネープール・ファンド」または「次世代環境マネー」という場合があります。)

<訂正後>

ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ファンド(年2回決算型)

(愛称として「エコディスカバリー年2」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(3)【発行(売出)価額の総額】**<訂正前>**

各ファンドにつき、1兆円 を上限とします。

<訂正後>

1兆円 を上限とします。

<後略>

(4)【発行(売出)価格】

<前略>

<訂正前>

また、「ピクテ次世代環境関連株投信」については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「環境関連」)。

<訂正後>

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「エコ年2」)。

(5)【申込手数料】**<訂正前>**

3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチング(第二部ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等をご参照ください。)の場合は、申込手数料はありません。また、「ピクテ次世代環境関連株投信」へのスイッチングの場合は、1.62%(税抜1.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

<訂正後>

3.24%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

<後略>

(6)【申込単位】

<訂正前>

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

なお、収益分配金の受取方法は途中で変更することはできません。

一般コース : 1万口以上1口(当初元本1口=1円)単位または
1万円以上1円単位とします。

自動けいぞく投資コース : 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

<訂正後>

販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。

(7)【申込期間】

<前略>

<訂正前>

マネープール・ファンドについては、平成27年4月28日をもって信託終了(繰上償還)となった場合には、当該申込期間は平成27年3月20日までとします。詳しくは、後記「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格」中の「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」信託終了(繰上償還)の予定についてをご覧ください。

<訂正後>

<削除>

(9)【払込期日】

<訂正前>

受益権の取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を取得申込受付日から起算して5営業日目までに支払うものとします。

<訂正後>

受益権の取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額)を販売会社の定める日までに支払うものとします。

<後略>

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

<訂正前>

ピクテ次世代環境関連株投信

<中略>

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

マネープール・ファンド

ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
信託金の限度額は4,000億円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信/国内/債券です。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

<商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	ファンド ・オブ・ ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券))	年6回(隔月)	欧州	
資産複合	年12回(毎月)	アジア	
	年12回(毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	
	その他	アフリカ 中近東(中東) エマージング	

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	国内
投資対象資産 (収益の源泉)	債券

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))
決算頻度	年2回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリー ファンド

目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

ピクテ次世代環境関連株投信

- a 主に世界の空気関連企業と水関連企業等の株式に投資します



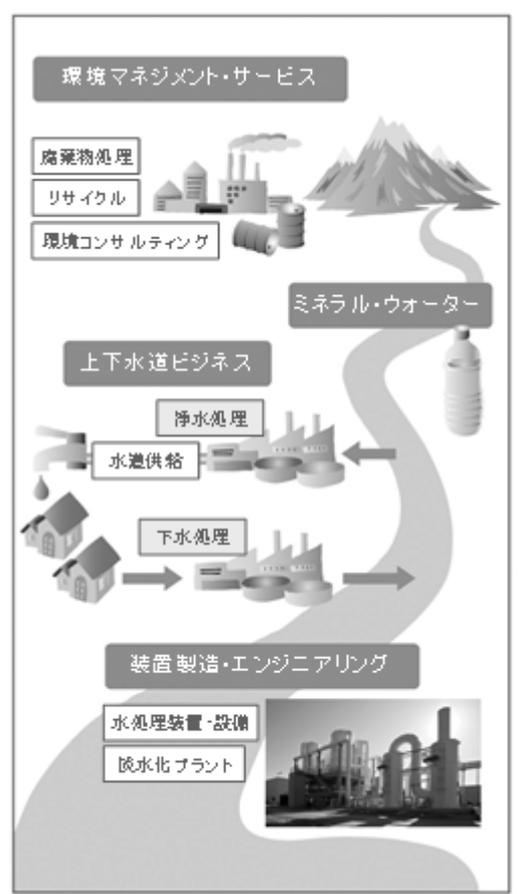
空気関連企業とは？

空気関連企業とは、地球の温暖化につながるとされている二酸化炭素や汚染物質を排出しない、もしくは少ないエネルギーを生産、利用または利用の効率化を推進するなど、きれいな空気の実現に貢献すると考えられる企業を指します。



水関連企業とは？

水関連企業とは、水質改善・浄化等を行う企業、ミネラル・ウォーターの製造・販売企業、汚水や廃棄物の処理を行う企業、前記の事業に関する装置の販売またはコンサルティング企業等で、きれいな水の供給を可能にすると考えられる企業を指します。



上記の「空気および水関連企業」の説明は、平成27年2月20日現在のものであり、将来見直しを行う場合があります。

- b 空気関連企業および水関連企業等の株式への配分比率が概ね等分となるようポートフォリオを構築します

(注)平成27年4月28日を適用日として、信託約款の変更を予定しております。詳しくは後記の信託約款変更予定のお知らせをご覧ください。

マネープール・ファンド

本邦通貨表示の公社債等を主な投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

「ピクテ次世代環境関連株投信」と「マネープール・ファンド」間でスイッチング(後記をご参照ください。)が可能です。

(注)平成27年4月28日をもって信託終了(繰上償還)を予定しております。詳しくは後記の信託終了(繰上償還)予定のお知らせをご覧ください。

各ファンド共通

c 年2回決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

< 中略 >

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

[信託約款変更予定および信託終了(繰上償還)予定のお知らせ]

「ピクテ次世代環境関連株投信」信託約款変更予定のお知らせ

当目論見書により募集を行います「ピクテ次世代環境関連株投信」につきましては、信託約款の変更を以下のとおりに予定しております。ご投資者の皆様におかれましては、変更予定の内容をご確認のうえ、ファンドの購入申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

予定している信託約款変更の内容

実質的な主要投資対象を「世界の空気関連企業および水関連企業等の株式」から「世界の環境関連企業の株式」に変更いたします。

変更理由

新たに浮上する可能性のある環境問題にも機動的に対応できるよう、実質的な主要投資対象を限定せず、より広範な環境関連企業の株式に投資することを可能とするためです。

約款変更適用開始予定日

平成27年4月28日

「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

当目論見書により募集を行います「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」につきましては、信託終了(繰上償還)を以下のとおりに予定しております。ご投資者の皆様におかれましては、信託終了(繰上償還)予定の内容をご確認のうえ、ファンドの購入申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

信託終了(繰上償還)理由

当ファンドはピクテ・マネープール・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて運用を行っておりますが、当ファンドおよびマザーファンドの純資産総額は、平成26年12月末日現在で約75万円となっており、当初設定時に想定していた運用が困難な状況が続いているため、信託を終了し繰上償還を行うものです。

信託終了(繰上償還)予定日

平成27年4月28日

上記の信託約款変更および信託終了(繰上償還)は、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)をもって実施する予定です。書面決議の議決権の行使は、各ファンドにおける平成27年2月23日時点の受益者(平成27年2月19日までに取得申込みをされた方を含みます。)を対象としております。本書面決議は、各ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、予定通り平成27年4月28日をもって信託約款の変更を適用または信託終了(繰上償還)いたします。

なお、平成27年2月20日以降に購入のお申込みをされ取得した受益権については、書面決議の手続きの対象とはなりませんのでご注意ください。

「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」につきましては、当該信託終了(繰上償還)が決定した場合、平成27年3月21日以降のファンドの購入申込みの受付を中止いたします。なお、「ピクテ次世代環境関連株投信」へのスイッチング申込みの最終受付日は平成27年4月23日、換金申込みの最終受付日は平成27年4月24日となります。

「ピクテ次世代環境関連株投信」につきましては、上記信託約款変更の実施が決定した場合、平成27年4月28日よりファンドの名称を「ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・ファンド(年2回決算型)(愛称:エコディスカバリー年2)」に変更する予定です。

<訂正後>

<削除>

<中略>

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

<削除>

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

- a 主に世界の環境関連企業の株式に投資します

主に世界の環境関連企業の株式に投資します。

「環境問題」という大きなテーマのなかで、環境関連ビジネスに影響をおよぼす様々な要因や市場動向等に鑑み、投資妙味がある分野・銘柄を厳選し、機動的に運用します。

投資対象イメージ



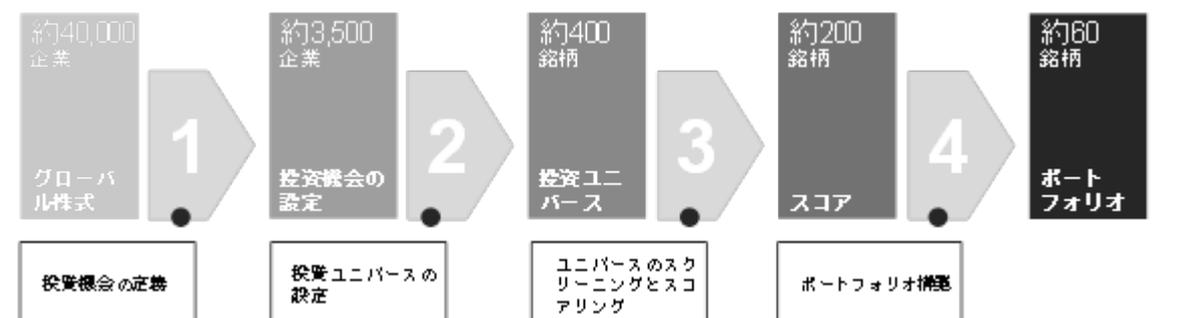
上記はあくまでもイメージであり、実際の状況と異なる場合があります。実際の投資にあたっては、上記の環境関連分野すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の分野に投資することもあります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- b 特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資を基本とします

特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資を基本としリスク分散を図ります。

<マザーファンドの投資プロセス>



投資プロセスは、平成27年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

- c 年2回決算を行います

< 中略 >

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】**<訂正前>**

平成21年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

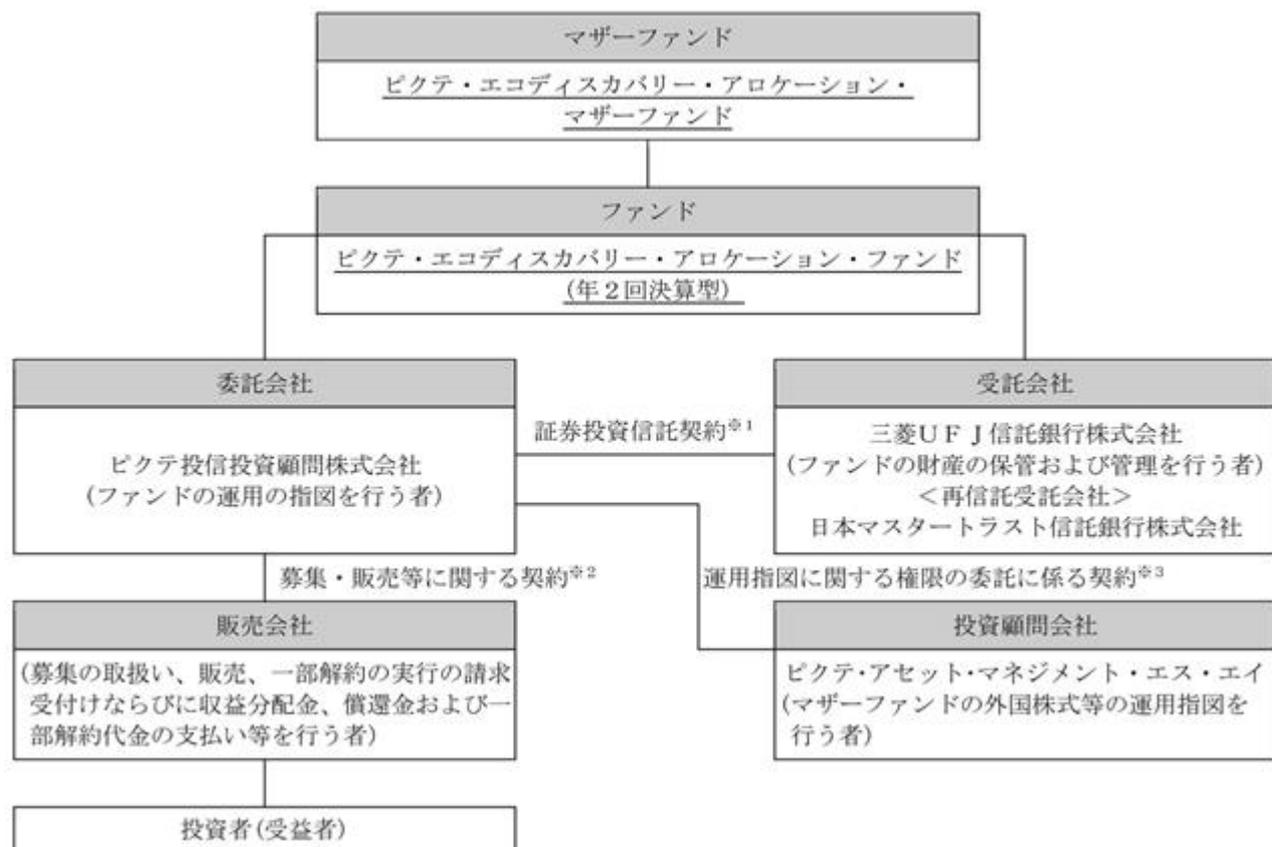
<訂正後>

平成21年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

平成27年4月28日 投資信託約款の変更により主要投資対象およびファンドの名称を変更

(3)【ファンドの仕組み】**<訂正前>**

委託会社およびファンドの関係法人

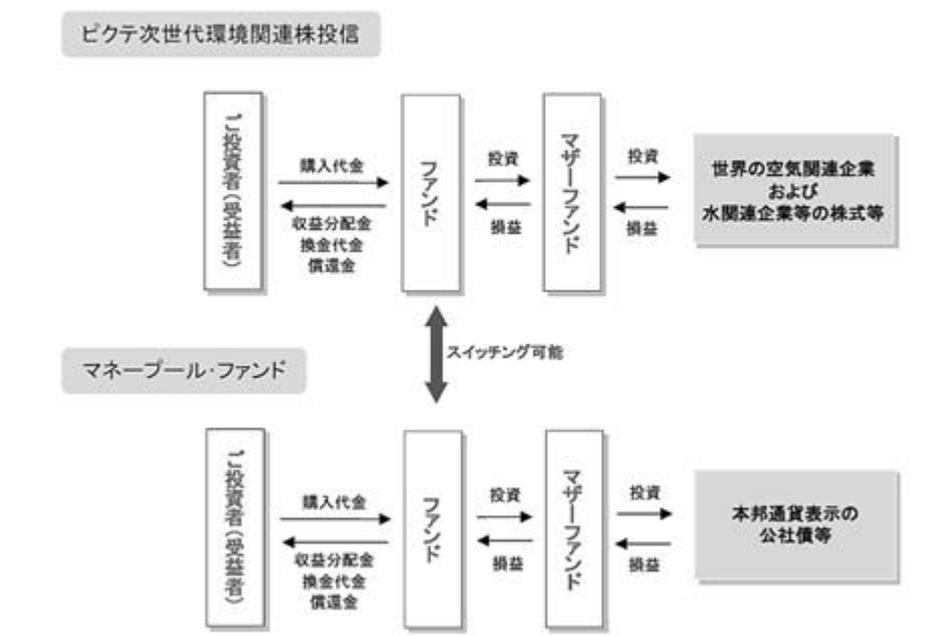
ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図または投資助言・情報提供に係る業務の内容ならびに投資顧問会社の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

「ビクテ次世代環境関連株投信」はビクテ次世代環境関連株投信マザーファンド受益証券を投資対象とし、「マネープール・ファンド」はビクテ・マネープール・マザーファンド受益証券を投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

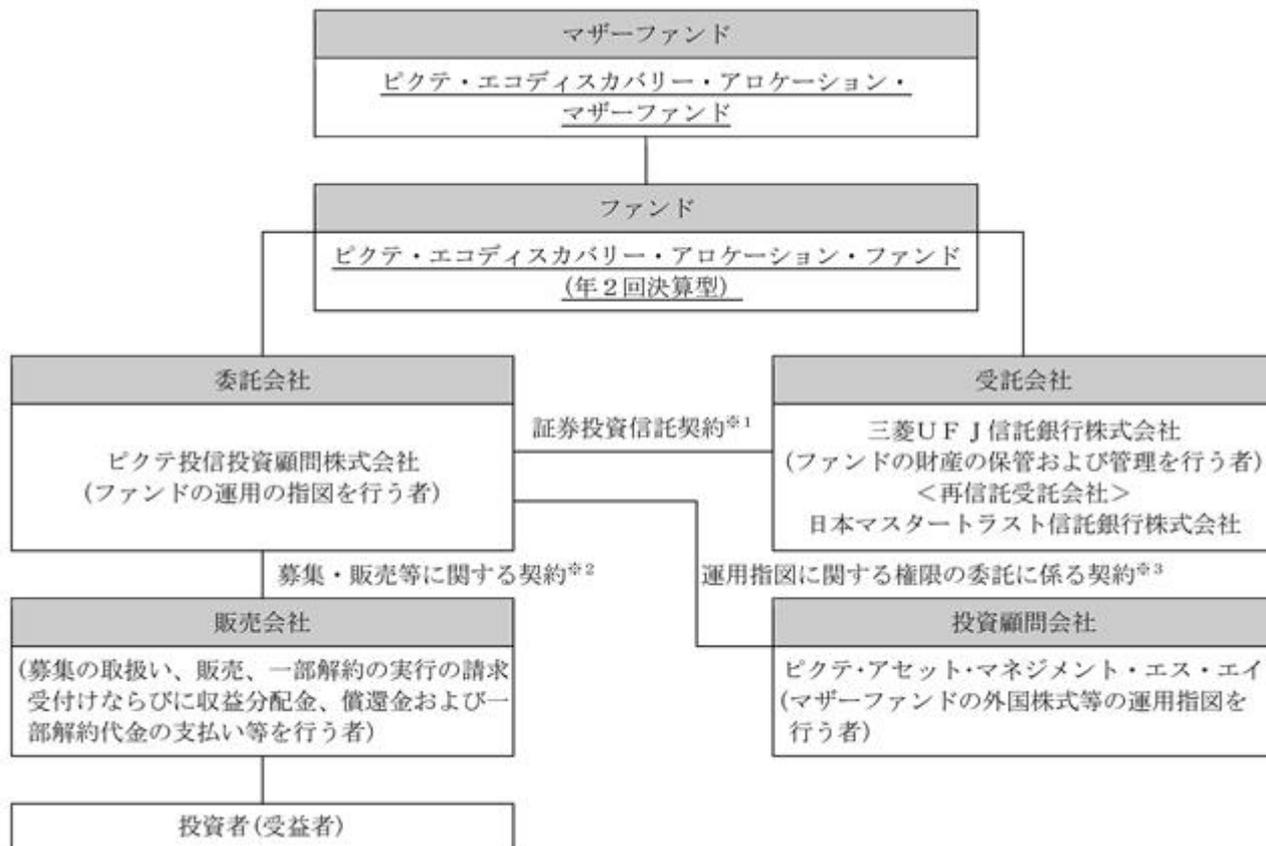
< 中略 >



委託会社の概況(平成26年12月末日現在)

<訂正後>

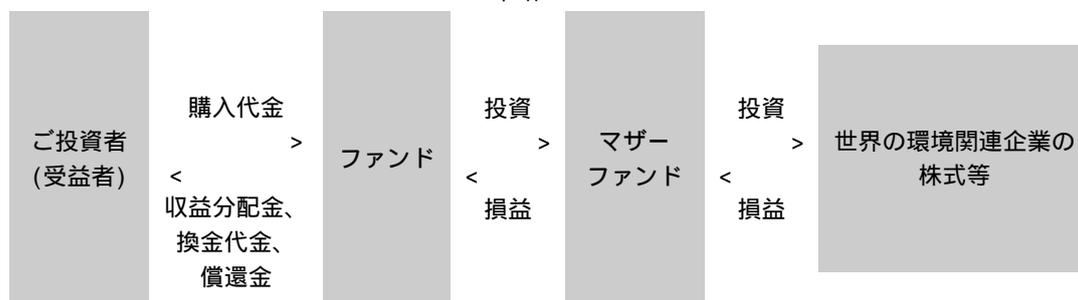
委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。

<中略>



委託会社の概況(平成27年2月末日現在)

<後略>

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

基本方針

ピクテ次世代環境関連株投信

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

マネープール・ファンド

ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

投資態度

ピクテ次世代環境関連株投信

- a ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
- b ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の空気関連企業および水関連企業等の株式に投資します。
- c ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

< 中略 >

マザーファンドの投資態度

<ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンド>

- a 世界の空気関連企業および水関連企業等の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
- b 空気関連企業および水関連企業等の株式への配分比率が概ね等分となるようポートフォリオを構築します。また、特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- c 株式の組入比率は、原則として高位を維持しますが、市況動向により弾力的に変更を行う場合があります。
- d 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マネープール・ファンド

- a ピクテ・マネープール・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
- b 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

<ピクテ・マネープール・マザーファンド>

- a 本邦通貨表示の公社債等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
- b 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
- c 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(注)平成27年4月28日を適用日として、信託約款の変更および信託終了(繰上償還)を予定しております。詳しくは前記の信託約款変更予定および信託終了(繰上償還)予定のお知らせをご覧ください。

<訂正後>

基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

投資態度

- a マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
- b マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の環境関連企業の株式に投資します。
- c マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

< 中略 >

マザーファンドの投資態度

- a 世界の環境関連企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
- b 特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- c 株式の組入比率は、原則として高位を維持しますが、市況動向により弾力的に変更を行う場合があります。
- d 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<訂正前>

ピクテ次世代環境関連株投信

投資の対象とする資産の種類

<中略>

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたピクテ次世代環境関連株投信マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

<中略>

その他

<中略>

- h 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

マネープール・ファンド

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- (a)有価証券
- (b)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。)
- (c)金銭債権((a)、(b)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- (d)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a)為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたピクテ・マネープール・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a 転換社債の転換ならびに新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含み「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限りません。)の行使により取得した株券

- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g コマーシャル・ペーパー
- h 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからkまでの証券または証書の性質を有するもの
- i 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- j 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- k 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- l オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- m 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- n 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- o 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- p 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- q 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- r 外国の者に対する権利でqの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書、hならびにmの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびhならびにmの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、iおよびjの証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- e 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- h 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

< 中略 >

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

< 中略 >

その他

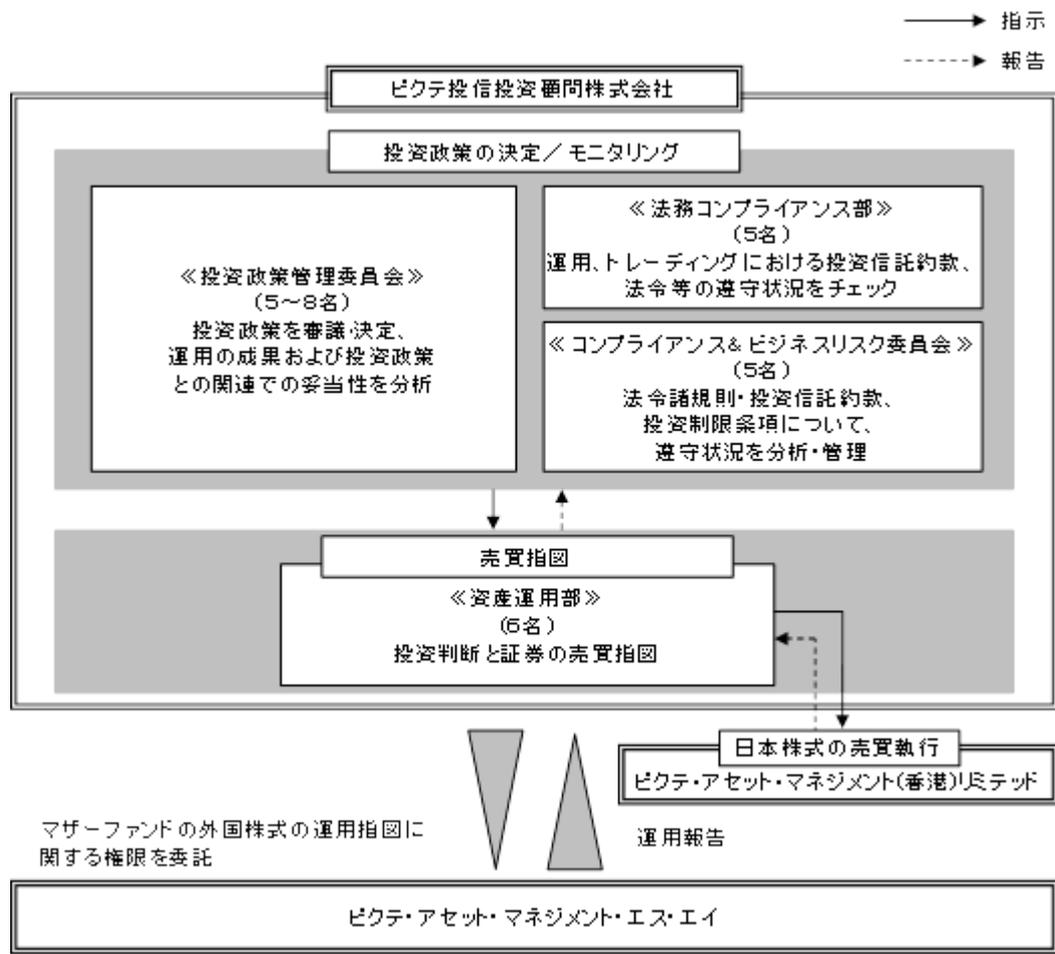
< 中略 >

- h 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3)【運用体制】

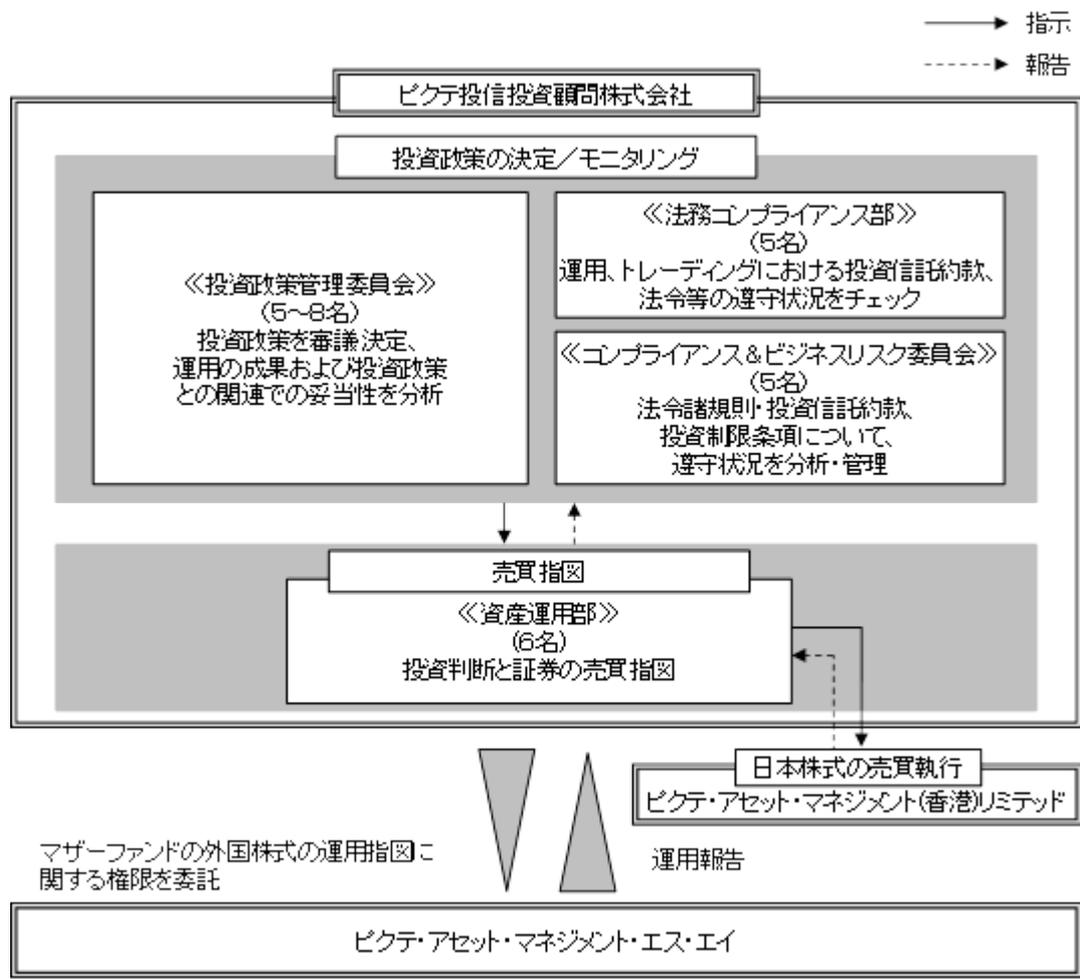
<訂正前>

ピクテ次世代環境関連株投信



- ・ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンドの運用にあたっては、外国株式等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会および投資政策管理委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。

マネーブル・ファンド



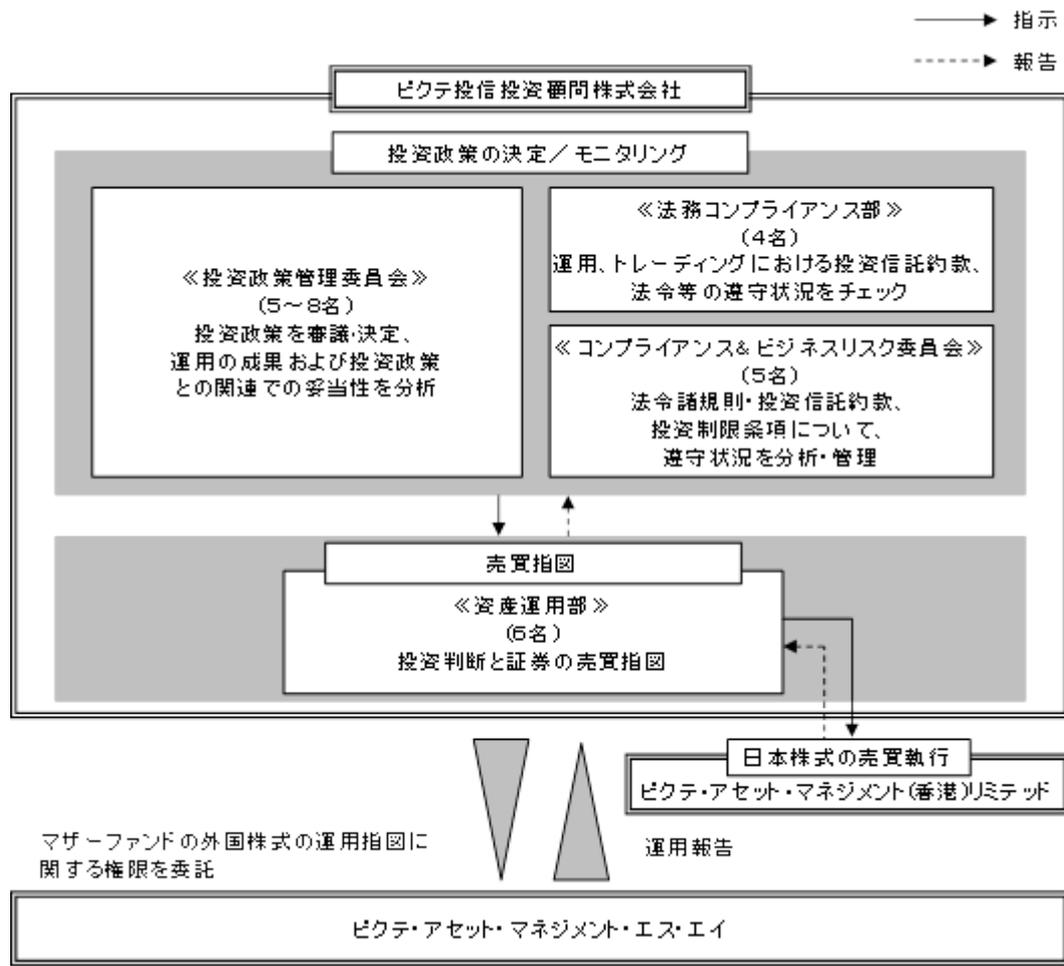
各ファンド共通

< 中略 >

- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(5名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会(5名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成26年12月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

< 訂正後 >



- マザーファンドの運用にあたっては、外国株式等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」へ委託します。

< 中略 >

- モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(4名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会(5名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- 委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- 運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会および投資政策管理委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
- 受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成27年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(5)【投資制限】

< 訂正前 >

ピクテ次世代環境関連株投信

株式への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

< 中略 >

マネープール・ファンド

株式への実質投資割合(投資信託約款)

転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資制限(投資信託約款)

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への実質投資割合(投資信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

各ファンド共通

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

投資する株式等の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券(新株引受権証券および新株予約権証券については「ビクテ次世代環境関連株投信」のみ。以下において同じ。)は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

< 中略 >

信用取引の指図範囲(投資信託約款)

< 中略 >

先物取引等の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

- b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます(「ビクテ次世代環境関連株投信」のみ。以下bにおいて同じ。)

< 中略 >

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引(為替先渡取引については「ビクテ次世代環境関連株投信」のみ。以下において同じ。)の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

< 中略 >

有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

< 中略 >

資金の借入れ(投資信託約款)

< 中略 >

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

< 訂正後 >

株式への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

< 中略 >

___ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

___ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

___ 投資する株式等の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。

< 中略 >

___ 信用取引の指図範囲(投資信託約款)

< 中略 >

___ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

< 中略 >

___ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

___ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

___ デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

< 中略 >

___ 有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

< 中略 >

___ 資金の借入れ(投資信託約款)

< 中略 >

___ 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

< 後略 >

3【投資リスク】

< 訂正前 >

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

「ピクテ次世代環境関連株投信」は、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。また、「マネーブル・ファンド」は、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合があります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ピクテ次世代環境関連株投信

a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

< 中略 >

b 為替変動リスク

< 中略 >

c 流動性リスク

< 中略 >

マネープール・ファンド

a 金利変動リスク

・金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。債券価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

b 信用リスク

・信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。これらの場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

各ファンド共通

a 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

< 中略 >

その他の留意点

< 中略 >

・「ピクテ次世代環境関連株投信」については、ジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込み、解約請求およびスイッチングはできません。

< 中略 >

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止(「ピクテ次世代環境関連株投信」のみ)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み、解約請求およびスイッチングの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込み、解約請求およびスイッチングの受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

・「ピクテ次世代環境関連株投信」は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。「マネープール・ファンド」は、「ピクテ次世代環境関連株投信」が繰上償還となる場合等には、繰上償還となります。

< 中略 >

(2) リスクの管理体制

< 中略 >

リスクの管理体制は、平成26年12月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

< 訂正後 >

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンド、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

< 中略 >

b 為替変動リスク

< 中略 >

c 流動性リスク

< 中略 >

d 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

< 中略 >

その他の留意点

< 中略 >

- ・ジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。

< 中略 >

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けした取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

< 中略 >

(2) リスクの管理体制

< 中略 >

リスクの管理体制は、平成27年2月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

< 参考情報 >

< 「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」については、情報を削除します。 >

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

< 訂正前 >

3.24% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以て得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチング(第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手続等をご参照ください。) の場合は、申込手数料はありません。また、「ピクテ次世代環境関連株投信」へのスイッチングの場合は、1.62% (税抜1.5%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以て得た額とします。

< 訂正後 >

3.24% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以て得た額とします。

< 後略 >

(2) 【換金(解約)手数料】

< 訂正前 >

解約時の手数料は、ありません。

ただし、「ピクテ次世代環境関連株投信」については、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乘以て得た額が信託財産留保額として控除されます。

なお、「ピクテ次世代環境関連株投信」から「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合も同様に、解約となる「ピクテ次世代環境関連株投信」については、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率の信託財産留保額として控除されます。

<訂正後>

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

<後略>

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ピクテ次世代環境関連株投信

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7712%（税抜1.64%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

<中略>

マネープール・ファンド

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

信託報酬率は各月毎に決定します。

各月の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた以下の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、以下の率として見直す場合があります。

a 当該コールレートが1.37%以上の場合は0.594%（税抜0.55%）

b 当該コールレートが1.37%未満の場合は当該コールレートに43.2%（税抜40%）の率を乗じて得た率以内

信託報酬の配分については次のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
上記信託報酬率に対して68%	上記信託報酬率に対して22%	上記信託報酬率に対して10%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

各ファンド共通

<中略>

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先および投資助言・情報提供先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

<訂正後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7712%（税抜1.64%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

<中略>

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時（スイッチングによる解約時も含みます。）および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

< 中略 >

< 解約時および償還時の課税 >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)スイッチングにより解約されるファンドについても、前記と同じお取扱いとなります。

< 中略 >

上記は、平成26年12月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。

< 訂正後 >

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。

なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

< 中略 >

< 解約時および償還時の課税 >

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

< 中略 >

上記は、平成27年2月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。

< 後略 >

5【運用状況】

< 「ビクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」については、情報を削除します。 >

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 訂正前 >

< 申込手続き >

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、「ビクテ次世代環境関連株投信」については、ジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。なお、「マネープール・ファンド」は「ビクテ次世代環境関連株投信」からのスイッチング(後記をご参照ください。)以外による取得申込みはできません。

< 中略 >

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止(「ビクテ次世代環境関連株投信」のみ)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

(注)スイッチングによる取得申込みについても、前記と同じお取扱いとなります。

< 申込単位 >

一般コース	: 1万口以上1口(当初元本1口=1円)単位または1万円以上1円単位とします。
自動けいぞく投資コース	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

< 中略 >

< 払込期日、払込取扱場所 >

・受益権の取得申込者は、申込代金を取得申込受付日から起算して5営業日目までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

< スイッチング >

- ・各ファンド間でスイッチングができます。
- ・スイッチングによる取得申込みの単位は1口単位または1円単位とします。
- ・スイッチングによって取得申込みをする場合の申込価額も、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・「ピクテ次世代環境関連株投信」からスイッチングにより「マネープール・ファンド」の取得申込みをする場合の「マネープール・ファンド」には、申込手数料はありません。
- ・「マネープール・ファンド」からスイッチングにより「ピクテ次世代環境関連株投信」の取得申込みをする場合の「ピクテ次世代環境関連株投信」の申込手数料は、1.62%（税抜1.5%）の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
- ・「ピクテ次世代環境関連株投信」から「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合、解約となる「ピクテ次世代環境関連株投信」の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
「信託財産留保額」とは、解約による組入る有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。
- ・「マネープール・ファンド」から「ピクテ次世代環境関連株投信」へのスイッチングの場合、解約となる「マネープール・ファンド」の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・スイッチングの方法等、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ジュネーブの銀行の休業日においては、取得申込みの受付けは行いません（別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします）。

<中略>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

<申込単位>

- ・販売会社が定める1円または1口（当初元本1口＝1円）の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。

<中略>

<払込期日、払込取扱場所>

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、以下の単位をもって解約の実行を請求することができます。

一般コース	: 1口単位または1円単位とします。
自動けいぞく投資コース	: 1口単位または1円単位とします。

ただし、「ピクテ次世代環境関連株投信」については、ジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付けは行いません。

<中略>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（「ピクテ次世代環境関連株投信」のみ）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中

止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・「ビクテ次世代環境関連株投信」については、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

<中略>

- ・「マネープール・ファンド」については、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

<中略>

<信託財産留保額>

- ・「ビクテ次世代環境関連株投信」については、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。
- ・「マネープール・ファンド」については、ありません。

<中略>

<大口解約の制限>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

(注)スイッチングによる解約請求についても、前記と同じお取扱いとなります。

<訂正後>

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ジュネーブの銀行の休業日においては、解約請求の受付は行いません。

<中略>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

<中略>

<信託財産留保額>

- ・解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

<中略>

<大口解約の制限>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券(借入有価証券については「マネープール・ファンド」のみ)を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国におけ

る計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します(外貨建資産の円換算および予約為替の評価については「ピクテ次世代環境関連株投信」のみ)。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。

ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンドの主要投資対象である株式は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

ピクテ・マネープール・マザーファンドの主要投資対象である公社債は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

< 中略 >

基準価額の照会方法

< 中略 >

また、「ピクテ次世代環境関連株投信」については、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「環境関連」)。

< 訂正後 >

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。マザーファンドの主要投資対象である株式は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

< 中略 >

基準価額の照会方法

< 中略 >

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「エコ年2」)。

(3)【信託期間】

< 前略 >

< 訂正前 >

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(注)「マネープール・ファンド」については、平成27年4月28日をもって信託終了(繰上償還)を予定しております。詳しくは前記の信託終了(繰上償還)予定のお知らせをご覧ください。

< 訂正後 >

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(5)【その他】

< 訂正前 >

ファンドの償還

a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合(「ピクテ次世代環境関連株投信」のみ)またはファンドの信託契約を解約することが受益者の

ため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。「マネープール・ファンド」においては前記の条件に加え、「ピクテ次世代環境関連株投信」がその信託を終了させることとなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。これらの場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

<訂正後>

ファンドの償還

- a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。これらの場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

<後略>

第3【ファンドの経理状況】

< 「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」については、情報を削除します。 >

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1)資本金の額

平成26年12月末日現在：2億円

<訂正後>

(1)資本金の額

平成27年2月末日現在：2億円

<後略>

2【事業の内容及び営業の概況】

<前略>

<訂正前>

平成26年12月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類		本数	純資産総額(円)		
追加型投資信託	国内	株式	7	11,449,439,276	
		債券	1	745,164	
	海外	株式	-	8	663,461,168,191
			インデックス型	2	1,019,678,270
		債券	15	156,421,495,768	
	内外	株式	18	1,083,458,927,164	
		債券	7	21,529,322,547	
資産複合		12	83,690,124,725		
単位型投資信託	内外	債券	1	610,395,500	
		資産複合	1	3,482,792,985	
合計		72	2,025,124,089,590		

<訂正後>

平成27年2月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類		本数	純資産総額(円)		
追加型投資信託	国内	株式	7	12,222,075,236	
		債券	1	745,235	
	海外	株式	-	7	723,267,249,495
			インデックス型	2	1,012,442,252
		債券	15	156,761,888,958	
	内外	株式	18	1,078,266,246,091	
		債券	8	21,358,806,299	
資産複合		13	83,101,305,706		
単位型投資信託	内外	債券	1	597,579,409	
		資産複合	1	3,519,978,202	
合計		73	2,080,108,316,883		

種類は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

< 以下の内容に更新します。 >

(1) 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,254,479	3,107,792
前払費用	32,617	54,104
未収委託者報酬	1,106,455	1,508,976
未収収益	115,522	115,412
繰延税金資産	243,653	351,591
その他	5,120	19,732
流動資産計	3,757,849	5,157,609
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	145,729	232,534
器具備品	43,207	69,665
有形固定資産合計	188,936	302,199
無形固定資産		
ソフトウェア	109,622	58,177
その他	831	831
無形固定資産合計	110,454	59,009
投資その他の資産		
投資有価証券	3,198	7,432
長期差入保証金	220,626	283,788
繰延税金資産	461,171	465,029
投資その他の資産合計	684,996	756,250
固定資産計	984,388	1,117,458
資産合計	4,742,237	6,275,068

(単位：千円)

	第29期 (平成25年12月31日現在)	第30期 (平成26年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	24,437	32,149
未払金		
未払手数料	681,058	945,574
その他未払金	324,507	351,772
未払法人税等	393,266	408,490
賞与引当金	502,467	850,541
その他	92,842	161,331
流動負債合計	2,018,579	2,749,859
固定負債		
退職給付引当金	1,232,890	1,249,377
役員退職慰労引当金	349,194	345,886
資産除去債務	52,845	80,164
固定負債合計	1,634,930	1,675,428
負債合計	3,653,510	4,425,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金	50,000	50,000
その他利益剰余金	838,603	1,598,272
利益剰余金合計	888,603	1,648,272
株主資本合計	1,088,603	1,848,272
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	123	1,508
評価・換算差額等合計	123	1,508
純資産合計	1,088,726	1,849,780
負債・純資産合計	4,742,237	6,275,068

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	第30期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,565,321	18,064,748
その他営業収益	417,705	427,845
営業収益計	16,983,026	18,492,594
営業費用		
支払手数料	10,539,856	11,767,215
広告宣伝費	208,856	352,129

調査費		
調査費	124,867	120,817
委託調査費	687,966	610,852
委託計算費	234,138	330,875
営業雑経費		
通信費	55,949	60,601
印刷費	360,785	370,661
諸会費	12,208	13,261
図書費	1,878	2,253
諸経費	3,520	4,120
営業費用計	12,230,028	13,632,787
一般管理費		
給料		
役員報酬	61,628	83,699
給料・手当	1,580,269	1,557,318
役員賞与	166,004	194,274
賞与	46,715	18,415
賞与引当金繰入	502,467	850,541
旅費交通費	125,323	139,707
租税公課	23,362	24,290
不動産賃借料	228,757	241,420
退職給付費用	190,892	58,939
役員退職慰労引当金繰入	12,165	3,308
固定資産減価償却費	135,524	86,509
消耗器具備品費	23,934	21,796
人材採用費	21,542	31,535
修繕維持費	89,508	77,017
諸経費	184,925	123,847
一般管理費計	3,393,022	3,506,005
営業利益	1,359,976	1,353,801
営業外収益		
受取利息	4	4
その他	2,340	1,447
営業外収益計	2,344	1,451
営業外費用		
支払手数料	18,771	18,739
その他	3,894	387
営業外費用計	22,666	19,127
経常利益	1,339,654	1,336,126
特別利益		
その他	1,223	-
特別利益計	1,223	-
特別損失		
固定資産除却損	1	17,759
その他	6,551	-

特別損失計	7,825	17,759
税引前当期純利益	1,333,052	1,318,366
法人税、住民税及び事業税	560,847	671,342
法人税等調整額	30,229	112,646
法人税等合計	530,618	558,696
当期純利益	802,434	759,669

(3)【株主資本等変動計算書】

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	4,536,169	4,586,169	4,786,169	-	-	4,786,169
当期変動額								
剰余金の配当			4,500,000	4,500,000	4,500,000			4,500,000
当期純利益			802,434	802,434	802,434			802,434
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						123	123	123
当期変動額合計	-	-	3,697,566	3,697,566	3,697,566	123	123	3,697,443
当期末残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	200,000	50,000	838,603	888,603	1,088,603	123	123	1,088,726
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			759,669	759,669	759,669			759,669
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						1,384	1,384	1,384
当期変動額合計	-	-	759,669	759,669	759,669	1,384	1,384	761,052
当期末残高	200,000	50,000	1,598,272	1,648,272	1,848,272	1,508	1,508	1,849,780

重要な会計方針

区分	第29期	第30期
	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末における退職給付の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更等

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、有形固定資産の償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から将来にわたり定額法に変更しております。

この変更は、西日本エリアへの営業の強化を目的とする重要な設備投資が行われたことを契機に有形固定資産の使用状況の見直しを行った結果、有形固定資産は使用期間にわたって安定的な使用が見込まれることから、定額法による費用配分がより適切であると判断したこと、また、当社グループは減価償却方法について定額法を採用しており、当社グループ内で会計方針を統一することを目的として、変更したものであります。

この変更により、従来の方によった場合と比較して、当事業年度の減価償却費は16,619千円減少しています。そのため、営業利益及び経常利益が16,619千円増加し、税引前当期純利益が16,295千円増加しています。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）

（1）概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法（退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）、並びに開示の拡充等について改正されました。

（2）適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年12月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

（3）当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法について期間定額基準から給付算定式基準に変更することにより翌事業年度期首の繰延税金資産は34,815千円減少し、退職給付引当金は97,686千円減少し、繰越利益剰余金は62,870千円増加する見込みです。なお、勤務費用の計算方法が変更されることによる損益計算書に与える影響は軽微となる見込みです。

表示方法の変更

「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を当事業年度より適用し、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 平成25年12月31日現在		第30期 平成26年12月31日現在	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物付属設備		建物付属設備
	202,184千円		210,059千円
	器具備品		器具備品
	253,238千円		264,294千円

（損益計算書関係）

第29期 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日		第30期 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	
1	固定資産除却損は次のとおりであります。	1	固定資産除却損は次のとおりであります。
	建物付属設備		建物付属設備
	1,071千円		17,348千円
	器具備品		器具備品
	202千円		411千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度期首 株式数 (株)	第29期事業年度 増加株式数 (株)	第29期事業年度 減少株式数 (株)	第29期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年9月10日 臨時株主総会	普通株式	4,500,000	利益剰余金	5,625,000	平成24年12月31日	平成25年9月17日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第30期事業年度期首 株式数 (株)	第30期事業年度 増加株式数 (株)	第30期事業年度 減少株式数 (株)	第30期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	218,620千円
1年超	258,331千円
合計	476,951千円

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	282,782千円
1年超	149,161千円
合計	431,944千円

(金融商品に関する注記)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成25年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,254,479	2,254,479	-
未収委託者報酬	1,106,455	1,106,455	-
未払手数料	681,058	681,058	-
その他未払金	324,507	324,507	-

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	2,254,479	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,106,455	-	-	-	-	-

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成26年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,107,792	3,107,792	-
未収委託者報酬	1,508,976	1,508,976	-
未払手数料	945,574	945,574	-
その他未払金	351,772	351,772	-

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,107,792	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,508,976	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,202	202
	小計	2,000	2,202	202
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	996	3
	小計	1,000	996	3
合計		3,000	3,198	198

2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

第30期(平成26年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	5,000	7,432	2,432
	小計	5,000	7,432	2,432
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,000	7,432	2,432

2. 当事業年度中に売却されたその他有価証券(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第29期 (平成25年12月31日現在)	
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	
2. 退職給付債務に関する事項	(1)退職給付債務	1,232,890千円
	(2)退職給付引当金	1,232,890千円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用	190,892千円
	(1)勤務費用	202,830千円
	(2)利息費用	9,418千円
	(3)数理計算上の差異の費用処理額	21,356千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
	(2)割引率	0.61%
	(3)数理計算上の差異の処理年数	発生年度に全額損益処理しております。

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職一時金制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,232,890
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の発生額	145,661
退職給付の支払額	42,452
退職給付債務の期末残高	1,249,377

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377
退職給付引当金	1,249,377
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,249,377

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	197,573
利息費用	7,028
数理計算上の差異の費用処理額	145,661
退職一時金制度に係る退職給付費用	58,939

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

区分	第29期 (平成25年12月31日)	第30期 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	564,332千円	568,552千円
未払事業税否認	31,863千円	28,331千円
賞与引当金損金算入限度超過額	190,988千円	320,560千円
資産除去債務	17,708千円	17,611千円
その他	24,461千円	6,687千円
繰延税金資産小計	829,352千円	941,742千円
評価性引当額	124,452千円	124,196千円

繰延税金資産合計	704,900千円	817,545千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	75千円	924千円
繰延税金負債小計	75千円	924千円
繰延税金資産合計(純額)	704,825千円	816,621千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第29期 (平成25年12月31日)		第30期 (平成26年12月31日)	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.8%
評価性引当金	0.3%	評価性引当金	0.1%
法人税率の変更等による影響	4.4%	法人税率の変更等による影響	1.8%
その他	4.5%	その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

第30期(平成26年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23,375千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

第29期(平成25年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,262千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	583千円
当事業年度末残高	52,845千円

第30期(平成26年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
 (2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2) 大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	52,845千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	30,762千円
時の経過による調整額	696千円
資産除去債務の履行による減少額	4,139千円
当事業年度末残高	<u>80,164千円</u>

(セグメント情報等)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,565,321千円	318,582千円	99,123千円	16,983,026千円

(2) 地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	18,064,748千円	276,070千円	151,775千円	18,492,594千円

(2) 地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第29期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産運用会社	-	投資運用の委託契約	運用手数料の支払 (注1)	344,155	未払金	23,993
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	GBP959,789	資産運用会社	-	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払 (注1)	310,210	未払金	71,593
							翻訳事務手数料の受取 (注2)	3,542	未収収益	3,542
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF100,000,000	銀行	-	現金の預入	現金の引出	1,762,551	現金・預金	-
同一の親会社を持つ会社	ビクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	-	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注1)	33,600	未払金	3,272
							翻訳事務手数料の受取 (注2)	249	未収収益	249
同一の親会社を持つ会社	ビクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	-	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取 (注2)	9,314	未収収益	9,314

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 運用手数料の支払いについてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ビクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第30期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス, ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ 会社管理 に関する サービスの 提供	コーディネーション 手数料の支払 (注1)	129,938	未払金	-

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF11,000,000	資産運 用会社	-	投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービス の提供	運用手数料 の支払(注2)	343,461	未払金	29,243
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	1,668	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	GBP13,250,000	資産運 用会社	-	投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービス の提供	運用手数料 の支払(注2)	232,377	未払金	61,091
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	1,228	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運 用会社	-	投資運用の 委託契約 投資運用に 関するサービス の提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注2)	35,013	未払金	9,230
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	18,661	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ グローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセン ブルグ	CHF650,000	資産運 用会社	-	投資運用に 関するサービス の提供	翻訳事務 手数料の受取 (注3)	5,239	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運 用会社	-	投資運用に 関するサービス の提供	トレーディング 手数料の支払 (注4)	17,343	未払金	5,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注3) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)

ピクテ アセット マネージメント エスエー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第29期事業年度 自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日		第30期事業年度 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	
1株当たり純資産額	1,360,908円72銭	1株当たり純資産額	2,312,226円13銭
1株当たり当期純利益	1,003,043円08銭	1株当たり当期純利益	949,586円25銭
損益計算書上当期純利益	802,434千円	損益計算書上当期純利益	759,669千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	802,434千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	759,669千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 前略 >

< 訂正前 >

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	1,000万スイスフラン (1,218百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成26年12月30日現在。スイスフランの円貨換算は、平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=121.8円)によります。

< 訂正後 >

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	2,100万スイスフラン (2,627百万円)	スイス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成27年2月末日現在。スイスフランの円貨換算は、平成27年2月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=125.1円)によります。

2【関係業務の概要】

< 前略 >

< 訂正前 >

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、ピクテ次世代環境関連株投信マザーファンドの外国株式等に関する運用の指図を行います。また、ピクテ・マネープール・マザーファンドの公社債等に関する運用の助言・情報提供を行います。

< 訂正後 >

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、ピクテ・エコディスカバリー・アロケーション・マザーファンドの外国株式等に関する運用の指図を行います。

第3【その他】

< 前略 >

< 訂正前 >

- 2 金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

< 中略 >

- (14)「「ピクテ次世代環境関連株投信」につきまして、信託約款の変更を予定しております。また、「ピクテ次世代環境関連株投信マネープール・ファンド」につきまして、信託終了(繰上償還)を予定しております。詳細につきましては本書1ページの「追加的記載事項」をご覧ください。」との趣旨を示す留意事項。

< 中略 >

- 4 本書「第二部 ファンド情報、3 投資リスク」中の「参考情報」の内容を交付目論見書において「参考情報」として記載します。
- 5 本書「第二部 ファンド情報、5 運用状況」中の「参考情報：運用実績」の内容を交付目論見書において「運用実績」として記載します。

6 請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

< 中略 >

7 請求目論見書にファンドの投資信託約款、マザーファンドの運用の基本方針を掲載することがあります。

8 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

< 訂正後 >

2 金融商品取引法第15条第2項に規定する目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)の表紙、表紙裏または裏表紙に以下の事項を記載することがあります。

< 中略 >

< 削除 >

< 中略 >

4 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の「ファンドの特色」および「手続・手数料等」の「お申込みメモ」に「販売会社によっては「毎月決算型」または「年2回決算型」のいずれか一方のみのお取扱いとなる場合がある」旨を記載する場合があります。

5 請求目論見書の表紙または表紙裏に以下の事項を記載することがあります。

< 中略 >

6 請求目論見書にファンドの投資信託約款、マザーファンドの運用の基本方針を掲載することがあります。

7 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月6日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。